

令和7年度 第2回 甲府市環境審議会 要望・質問への回答書

質問 番号	年次計画 該当頁	個別目標	取組方針	要望・質問	回答
1	3	2-1	生活排水対策の推進	<p>市境近辺では、甲府市は下水道に接続できるが、他市は下水道に接続できず浄化槽を使用している地域がある。</p> <p>負担金を取るなどして、他市の人でも下水道に接続できるようにした方が、行政としても環境としても良いのではないか。</p>	<p>他市に居住している場合、原則としてその市の法令等に従って下水を処理すべきものとなります。</p> <p>他市から甲府市の下水道管へ接続を希望する場合は、汚水処理容量に問題がないなど甲府市の定める条件に適合した上で、地方自治法第244条の3に基づき、他市町村と甲府市で協議を行い、両市の議会の議決を得ることが必要となります。</p> <p>また、環境面については、下水道と合併処理浄化槽は同等の処理能力を有していることから、放流される水質に大きな違いはありません。</p>
2	3	2-1	生活排水対策の推進	<p>老朽化した下水管等の点検・更新はどのような計画に基づいて実施されているか。また、進捗はどの程度か。</p>	<p>老朽化した下水管等は、甲府市公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、点検調査箇所を選定し、調査結果に応じて改築を行っています。当計画は5年毎に見直しを行い、現在は令和4年度から令和8年度の期間で事業を実施しています。</p> <p>令和6年度末時点で、下水道管路については5年間の計画値に対して調査が100%、改築が約53%完了しています。また、処理場・ポンプ場については5年間の計画値に対して調査が約70%、改築が約30%完了しています。</p>